

施策名【介護・高齢者福祉】

章	節	施策		主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	2.地域で支え合う社会福祉の充実	2.介護・高齢者福祉	(1)	地域包括ケアシステムの構築	4221-1	1	地域包括支援センター運営事業	簡易			高齢者福祉課	高齢者支援係	
					4221-2	2	臼田認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	簡易			臼田支所	健康福祉係	
					4221-3	3	浅科認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	簡易			浅科支所	健康福祉係	
					4221-4	4	望月認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業	簡易			望月支所	健康福祉係	
			(2)	高齢者支援サービスの推進	4222-1	5	在宅要介護者歯科保健推進事業	通常			健康づくり推進課	口腔歯科保健係	
					4222-2	6	高齢者生きがい対策事業	通常	1	シニアクラブ活動費補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
									2	佐久市敬老会補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
									3	佐久シルバー人材センター運営費補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
					4222-3	7	高齢者生活支援事業	通常	4	高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
									5	馬坂・広川原地域介護支援事業助成金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
					4222-4	8	家族介護支援事業	簡易	6	はいかい高齢者家族支援サービス事業補助金	高齢者福祉課	高齢者支援係	
									7	認知症カフェ(オレンジカフェ)設立事業補助金	高齢者福祉課	高齢者支援係	
					4222-5	9	一般介護予防事業	簡易			高齢者福祉課	高齢者支援係	
					4222-6	10	介護予防・生活支援サービス事業	簡易	8	通所型サービス事業補助金	高齢者福祉課	高齢者支援係	
									9	訪問型サービス事業補助金	高齢者福祉課	高齢者支援係	
					4222-7	11	臼田高齢者生きがい対策事業	通常			臼田支所	健康福祉係	
					4222-8	12	臼田高齢者生活支援事業	通常			臼田支所	健康福祉係	
					4222-9	13	臼田一般介護予防事業	簡易			臼田支所	健康福祉係	
					4222-10	14	浅科高齢者生きがい対策事業	通常			浅科支所	健康福祉係	
					4222-11	15	浅科高齢者生活支援事業	通常			浅科支所	健康福祉係	
					4222-12	16	浅科一般介護予防事業	簡易			浅科支所	健康福祉係	
					4222-13	17	望月高齢者生きがい対策事業	通常			望月支所	健康福祉係	
					4222-14	18	望月高齢者生活支援事業	通常			望月支所	健康福祉係	
					4222-15	19	望月一般介護予防事業	簡易			望月支所	健康福祉係	
					4222-16	20	老人福祉施設管理運営事業	通常	10	小規模ケア施設整備補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
									11	社会福祉施設整備事業補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
									12	地域医療介護総合確保基金事業補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
									13	地域介護・福祉空間整備事業補助金	高齢者福祉課	高齢者事業係	
					4222-17	21	老人福祉施設措置事業	簡易	.		高齢者福祉課	高齢者事業係	

R8事務事業・組織対応表（R7実施事業）

章	節	施策		主要施策	事務 事業 コード	事業数	事務事業	管理 方法	補助 金	補助金等名称	課	係	備考
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	2.地域で支え合う社会福祉の充実	2.介護・高齢者福祉	(3)	介護保険の適正な運営と介護基盤の整備	4223-1	22	低所得介護サービス利用者対策事業	簡易			高齢者福祉課	介護保険事業係	
					4223-2	23	介護保険資格管理事業	簡易			高齢者福祉課	介護保険給付係	
					4223-3	24	介護保険料賦課徴収事業	簡易			高齢者福祉課	介護保険事業係	
					4223-4	25	介護保険事業計画策定事業	簡易			高齢者福祉課	介護保険事業係	
					4223-5	26	介護保険事業者指定、指導監査事業	簡易			高齢者福祉課	介護保険事業係	
					4223-6	27	要介護認定調査事業	簡易			高齢者福祉課	介護保険給付係	
					4223-7	28	介護保険給付事業	簡易			高齢者福祉課	介護保険給付係	
					4223-8	29	臼田介護保険事業	簡易			臼田支所	健康福祉係	
					4223-9	30	浅科介護保険事業	簡易			浅科支所	健康福祉係	
					4223-10	31	望月介護保険事業	簡易			望月支所	健康福祉係	
			(4)	高齢者の権利擁護の推進	4224-1	32	成年後見制度利用促進事業	簡易			高齢者福祉課	高齢者支援係	

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	シニアクラブ活動補助金			
事務事業名称	高齢者生きがい対策事業	事務事業コード	4222-2	
所 管	福祉 部	高齢者福祉 課	高齢者事業	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せあり)	種別	団体育成運営補助金			
根拠法令等名称	佐久市シニアクラブ等補助金交付要綱				法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 20 年)	終期設定	(有 (無))	終期	令和	年度
目的	・単位老人クラブ活動並びに老人クラブ連合会活動の育成・佐久市老人クラブ連合会の育成					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	老人クラブの活動に要する経費で、次に掲げる経費 講師謝金、需用費、図書購入費、器材器具購入費、会場借上料等 国・県では、30人未満のクラブについては補助対象とならないが、市では30人未満でも、上乗せ分として補助対象としている。					
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	☒ 不特定団体		個人			
	名称(個人は除く)	一本柳一柳会 外33団体				
指標設定	設定の考え方	-			目標値	-
	指標が数値でない場合の評価方法	老人クラブの活動の、高齢者地域福祉推進事業として「友愛訪問活動」、「奉仕活動」、「地域見守り」、「教養講座」、「スポーツ活動」等が挙げられ、全てのクラブが年1回以上、高齢者地域福祉推進事業を実施することとする。				

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数	37 件	35 件	-
決算額(予算額)	1,545,400 円	1,481,100 円	1,500,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	937,000 円	898,000 円
	一般財源	608,400 円	583,100 円
指標	目標値 (単位)	-	-
	実績値 (単位)	-	-
	達成率	- %	- %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	全クラブが高齢者地域福祉推進事業を年1回以上実施できた。	全クラブが高齢者地域福祉推進事業を年1回以上実施できた。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数はやや減少が見られるが、行政目的を達成するための手段として概ね達成できている。 ・高齢者地域福祉推進事業について全てのクラブで実施できていることから、高齢者福祉に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・高齢者地域福祉推進事業を推進するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続するが、自主財源の確保や効率的な行われるよう、適宜、指導・助言を行う。 ・よりよい成果が得られるよう制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	×
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	×
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤高齢者地域福祉事業の推進を図るため、市内のシニアクラブへ継続して補助金を交付しており、今後は終期の期限の設定を検討するとともに、必要に応じて効果検証や見直しを行う。
⑥感染症リスクを勘案する中で、従前どおりの事業実施とはしていない団体があることによるものと考察するが、時間の経過とともに従来の活動に戻ると考えられることから、状況の推移を見ることとする。
⑦国県では、30人未満のクラブは対象とならないが、30人未満であっても、高齢者地域福祉推進事業を実施していることには変わらず、団体育成をする上でも市では補助金を交付している。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市敬老会補助金			
事務事業名称	高齢者生きがい対策事業	事務事業コード	4222-2	
所 管	福祉 部	高齢者福祉 課	高齢者事業	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(イベント開催等補助金)		
根拠法令等名称	佐久市シニアクラブ等補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 20 年)	終期設定	(有 (無))	終期	令和 年度
目的	多年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し、その労苦に報いるために、高齢者の生きがいを促進する目的で敬老の日の前後に開催される敬老会開催費用の一部を支援する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	地区敬老会開催運営の一部を補助するため、一人600円(市300円、社協300円) × 70歳以上人数の金額を補助している。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		☒ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)	長土呂区 外169区			
指標設定	設定の考え方	敬老会への参加者数を目標値として設定する。		目標値	23,000人
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数	170 件		170 件		-	
決算額(予算額)	7,035,300 円		7,009,500 円		7,900,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円	
	一般財源		7,035,300 円		7,900,000 円	
指標	目標値	(単位)	22,580	人	22,920	人
	実績値	(単位)	23,451	人	23,365	人
	達成率		103.9	%	101.9	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・参加人数は増加しており、市民ニーズを適切に捉えられており、行政目的も達成されている。 ・達成率は増加しており、高齢者の生きがいに寄与していることから、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・各地区で開催する敬老会に対する財政支援を通じて、高齢者の生きがい対策に資することができており、当面は現状のままの金額および補助の形態を維持する。 ・19市を調査すると、350円以上の自治体が多く、補助している自治体としては低い金額となっており、今後、金額の妥当性について検討が必要である。 ・よりよい成果が得られるよう制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤高齢化が進む中で、高齢者の生きがい対策に資する効果があると考えられるため、事業を継続していく必要があるが、今後は終期の期限の設定を検討するとともに、効果検証や見直しを行う。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久シルバー人材センター運営補助金			
事務事業名称	高齢者生きがい対策事業	事務事業コード	4222-2	
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課 高齢者事業 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	団体育成運営補助金		
根拠法令等名称	佐久市シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度(経過年数 20 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 10 年度
目的	定年退職後等の高齢者の多様な就業のニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した軽易な就業機会等を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性を図ることを目的とする。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	・ 高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業)に定める経費 ・ 補助金の額は、国の補助金額と同額を限度とする。				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		☒	特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体			個人	
	名称(個人は除く)	佐久シルバー人材センター			
指標設定	設定の考え方	高齢者の雇用機会を確保するため、会員数を目標準として設定する。		目標値	1,160人
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			1 件		1 件		-	
決算額(予算額)			11,433,046 円		11,443,240 円		11,457,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円		0 円		0 円	
	一般財源		11,433,046 円		11,433,046 円		11,457,000 円	
指標	目標値	(単位)	1,160	人	1,160	人	1,160	人
	実績値	(単位)	1,148	人	1,116	人	-	
	達成率		99.0	%	96.2	%	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	国は、人生100年時代に対応するため、中高年の就労を促進することを提唱しているため、行政目的達成のための手段として妥当性がある。当団体は、働く意欲ある高齢者に就業機会を確保することに寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・市単独補助金ではあるが、構成町（佐久穂町、小海町）も佐久シルバー人材センターへ均等割、人口割を補助しているため終期は設けず、自主財源の確保や効率的な運営が行われるよう、適宜、指導、助言を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	○
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	○
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金			
事務事業名称	高齢者生活支援事業		事務事業コード	4222-3
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課
			高齢者事業	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	無	終期	令和 年度
目的	高齢者の居住環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することで、高齢者福祉の向上並びに家庭介護者の負担軽減を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	・65歳以上で要介護認定で要支援あるいは要介護の認定を受けた者、もしくは身体障がい者手帳1～3級の者のいる世帯で前年の所得税額の合算額が8万円以下の世帯 ・補助率は補助対象経費の1割を除き、県1/2、市1/2ずつ。 ・補助対象経費は、対象者が常時使用する居室・浴室・便所・玄関等を改良に要する経費 ・補助対象経費の限度額は70万円				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	住宅改良の実施した件数を目標値とし設定する。		目標値	4件
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			3 件	4 件	—
決算額(予算額)			1,101,850 円	1,494,558 円	2,520,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		550,000 円	747,000 円	1,260,000 円
	一般財源		551,850 円	747,558 円	1,260,000 円
指標	目標値	(単位)	2 件	4 件	4 件
	実績値	(単位)	3 件	4 件	—
	達成率		150.0 %	100.0 %	—
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		—	—	—

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付世帯数はほぼ横ばいであるが、常にニーズがあるため、行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・高齢者の住宅での生活を支援することで、介護サービスの利用が抑えられるとともに、家庭介護者等の負担軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業			
事務事業名称	高齢者生活支援事業	事務事業コード	4222-3	
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課 高齢者事業 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)		種別	サービス格差是正補助金		
根拠法令等名称	佐久市馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業実施要綱			法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度（経過年数 20 年）		終期設定	(有・無)	終期	令和 9 年度
目的	馬坂・広川原地域の高齢者に住み慣れた地域において在宅での介護サービスを提供するため、地域を訪問して介護サービスを行おうとする事業者に対し助成を行うもの。					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	助成対象経費は、地域への往復に要する時間と、介護保険制度の訪問介護の報酬単価を別に定め、補助率は10分の10					
交付対象者、 団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体			個人		
	名称(個人は除く)	介護サービス事業所				
指標設定	設定の考え方	-			目標値	-
	指標が数値でない場合 の評価方法	対象地区に居住する方に、在宅での介護サービスを提供する 必要が生じた際に、事業所に対して補助金を交付する。				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	300,000 円
指標	目標値 (単位)	-	-	
	実績値 (単位)	-	-	
	達成率	-	%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	対象地区に居住する方の、在宅での介護サービスの利用はなかった。	対象地区に居住する方の、在宅での介護サービスの利用はなかった。	対象地区に居住する方に、在宅での介護サービスを提供する必要がある際に、事業所に対して補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	-	左記の理由、課題等	現在、馬坂・広川原地区の住民は、通所型の介護サービスを利用しているが、今後、訪問型の介護サービスを希望する住民が現れる可能性もあることから、行政目的達成の手段として妥当性がある。
	有効性	-		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・馬坂・広川原地区に居住している方のセーフティネットであり、行政目的を達成するための施策の一つとして、当面の間、現行どおり継続する。 ・必要に応じてニーズ調査を行うなどして、より良い成果が得られるよう、制度のあり方について見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	×
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

馬坂・広川原地区という一部の地区だけの助成事業であるが、群馬県境の集落で公共交通がなく、市のサービスの恩恵を全て受けられているとは言えないため、10/10を補助することは政策的に意義があると考え、必要に応じて効果検証や見直しを行う。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	(介護保険特別会計)はいかい高齢者家族支援サービス事業補助金			
事務事業名称	家族介護支援事業		事務事業コード	4222-4
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課
			高齢者事業	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市高齢者見守り支援サービス事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	有	終期	令和 12 年度
目的	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者を介護している家族等の負担軽減のため、位置情報サービスを利用するための関係費用の一部を助成する。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	・対象者は、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者の親族等であり、①認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者及び対象者が佐久市に住所を有する ②位置情報探索システム(GPS)を認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者のために利用している ③認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者が認知症と診断されている、認知症高齢者等情報票を作成している、又はそれに相当する方であり、在宅で生活している ④認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者及び対象者が市税等を滞納していない、の①～④いずれの要件にも該当する必要がある。 ・補助金は2種類あり、①「位置情報探索システム(GPS)機器購入補助金」として、対象機器の購入に要する経費の2分の1以内の額とし、上限は25,000円 ②「位置情報探索システム(GPS)利用料補助金」として、対象機器の月額利用料のうち、基本料金に要する経費の2分の1以内の額とし、上限は2,000円/月、かつ利用を開始した日が属する月から12か月分を交付 ・基本は、補助率は国38.5%、県19.25%、市19.25%、第1号保険料23%				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☐ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)		—		
指標設定	設定の考え方		位置情報サービス新規利用者数		目標値 10人
	指標が数値でない場合の評価方法		—		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			1 件		4 件		-	
決算額(予算額)			4,602 円		67,364 円		390,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		3,543 円		51,870 円		300,300 円	
	一般財源		1,059 円		15,494 円		89,700 円	
指標	目標値	(単位)	10	人	10	人	10	件
	実績値	(単位)	1	人	3	人	-	
	達成率		10.0	%	30.0	%	-	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		-		-		-	

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	△	左記の理由、課題等	・交付世帯数はほぼ横ばいであるが、常にニーズがあるため、行政目的を達成するための手段として妥当である。 ・高齢者の住宅での生活を支援することで、介護サービスの利用が抑えられるとともに、家庭介護者等の負担軽減に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・認知症高齢者は今後も増加する見込みであることから、行政目的を達成するためにも本補助金は必要と考えるため、より良い施策となるよう、制度見直しの効果も見極めながら継続する。 ・国県等連携補助金であるため、国県の制度改正や実績に合わせて見直しを行う。 ・広報や市HPのほか、地域包括支援センター等へも周知を図り、今後も制度の活用を促進していく。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	(介護保険特別会計)認知症カフェ設立事業補助金				
事務事業名称	認知症総合支援事業			事務事業コード	4222-4
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者支援 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	認知症カフェ(オレンジカフェ)設立事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和 2 年度 (経過年数 6 年)	終期設定	無	終期	令和 年度
目的	認知症状の悪化予防、家族の介護負担の軽減及び地域住民の認知症に関する啓発を目的とした認知症カフェを設立する者に対する、立ち上げと運営に対する補助を行う。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	認知症カフェ設立に必要な備品及び資器材の購入並びに印刷製本に要する費用。 10分の10以内、上限20万円。				
交付対象者、 団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	日常生活圏域において最低1か所の設立及び運営		目標値	9か所
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			2 件		0 件			
決算額(予算額)			387,495 円		0 円		600,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		298,371 円		0 円		462,000 円	
	一般財源		89,124 円		0 円		138,000 円	
指標	目標値	(単位)	8	か所	9	か所	9	か所
	実績値	(単位)	7	か所	7	か所		
	達成率		87.5	%	77.8	%		
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	昨年度、認知症カフェの立ち上げはなく、目標値には及んでいないが、令和8年度に立ち上げについての相談が数件ある。認知症の進行予防、家族の介護負担の軽減及び地域住民の認知症に関する啓発など、認知症カフェに期待される効果は大きく、事業の必要性、有効性がある。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	- 介護保険事業計画を達成するための施策の一つとして有効であり、現行通り継続する。 - 国県等連携補助金であり、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせ見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	(介護保険特別会計)通所型サービス事業補助金				
事務事業名称	介護予防・生活支援サービス事業			事務事業コード	4222-6
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者支援 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市生活支援サービス等支援補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和	元 年度	(経過年数 7 年)	終期設定	無
目的	高齢者の閉じこもり防止や介護予防を促進するため、要支援者等に集いの場を提供し、体操等を行う住民主体の介護予防事業の立ち上げと、運営に対する補助を行う。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	1 立上げ補助(初年度のみ、事業の立上げに必要な備品購入費):1か所上限100,000円 2 運営補助(飲食代を除く運営に必要な経費):(1)運営費 ①参加要支援者3~10人 補助金額 5,000円/回 ②11~20人 補助金額 7,000円/回 ③21人以上 9,000円/回 (2)送迎加算2,000円/回、(1)(2)ともに月5回分まで対象				
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		☒ 個人		
	名称(個人は除く)		出て鯉サポーター・ゆうげん健康リーダークラブ		
指標設定	設定の考え方		日常生活圏域に立ち上げを行い、各会場で月1回以上年間を通して実施する。		目標値 144回
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			3件 件	2 件	
決算額(予算額)			1,118,000 円	1,206,000 円	1,700,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		570,180 円	615,060 円	867,000 円
	一般財源		547,820 円	590,940 円	833,000 円
指標	目標値	(単位)	168 回	144 回	144 回
	実績値	(単位)	142 回	144 回	
	達成率		84.5 %	100.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		・R6より会場ごとの交付から団体ごとの交付へ変更 ・大雪のため2回中止		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	大雪により参加者の安全面と送迎の危険回避を考慮して中止した回もあったが、補助金交付により介護予防事業を行う会場も増えており、また、参加者には楽しく参加していただいている運営もできているため、必要かつ有効である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・住民主体の活動運営を支援することは、地域包括ケアシステム構築に向けた行政目標を達成するための施策の一つである。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせ見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	(介護保険特別会計)訪問型サービス事業補助金			
事務事業名称	介護予防・生活支援サービス事業	事務事業コード	4222-6	
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課 高齢者支援 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	—	
根拠法令等名称	佐久市生活支援サービス等支援補助金交付要綱			法令種別 要綱
始期	令和 元 年度 (経過年数 7 年)	終期設定	無	終期 令和 年度
目的	住み慣れた地域において要支援者等が自立した日常生活を送ることを目的に、住民主体の移動支援サービスの運営に対する補助を行う。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	サービス利用者の半数以上が居宅での要支援者等である場合は、その経費全体を対象とし、半数未満の場合は、総利用者に対する居宅での要支援者等の人数の割合に応じて補助額を算出。上限年間240,000円。補助対象は、サービス利用調整に係る人件費、消耗品費、使用料、賃借料、通信運搬費、保険料等。			
交付対象者、団体	☐ 特定団体(市が事務局となっているもの)		☐ 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	☒ 不特定団体		☐ 個人	
	名称(個人は除く)		出て鯉サポーター	
指標設定	設定の考え方	日常生活圏域毎に移動支援サービスの立ち上げを目指し、対象者の介護予防教室(通所型B)等への移動手段を確保する。		目標値 132回
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		1 件	1 件	
決算額(予算額)		240,000 円	240,000 円	480,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	122,400 円	122,400 円	244,800 円
	一般財源	117,600 円	117,600 円	235,200 円
指標	目標値 (単位)	132 回	132 回	132 回
	実績値 (単位)	130 回	132 回	
	達成率	98.5 %	100.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	介護予防教室等への移動手段の確保は、対象が要支援者であるため必要かつ有効である。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・地域住民同士の見守りや支え合いといった互助による活動は、介護予防に繋がる。 ・住民主体型の訪問型サービスDの運営支援は、上記地域ケアシステムの構築に向けた行政施策のひとつであり、現行通り継続する。 ・国県等連携補助金であり、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせ見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	小規模ケア施設整備補助金			
事務事業名称	老人福祉施設管理運営事業	事務事業コード	4222-16	
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課 高齢者事業 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	—		
根拠法令等名称	佐久市小規模ケア施設整備補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 17 年度 (経過年数 19 年)	終期設定	(有・無)	終期	令和 年度
目的	高齢者に対し、住み慣れた地域において、家庭的雰囲気のもとできめ細かな介護サービスを提供する小規模ケア施設の整備等を行おうとする団体等に対し、補助金の交付を行うことにより、高齢者の施設介護の充実を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	通所介護事業所等施設整備事業 (10/10以内、上限750万円) 通所介護事業所等耐震化事業 (10/10以内、上限150万円) 火災通報装置設置事業 (10/10以内、上限20万円または40万円) ※すべて、県1/2、市1/2				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)	社会福祉法人等			
指標設定	設定の考え方	—		目標値	—
	指標が数値でない場合の評価方法	補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。			

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		0 件	0 件	
決算額(予算額)		0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)			
	実績値 (単位)			
	達成率		%	%
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する	補助対象となる事業がなかった。	補助対象となる事業がなかった。	補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・平成23年度から実績はないが、佐久市老人福祉計画に基づき、小規模ケア施設整備を推進する必要がある。 ・小規模ケア施設の整備により、高齢者の施設介護の充実にご寄与することから、一定の効果があると考えられる。
	有効性	—		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・行政目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。 ・国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて、見直しを行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	社会福祉施設整備事業補助金				
事務事業名称	老人福祉施設管理運営事業			事務事業コード	4222-16
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業・介護保険事業 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(建設的事業費等費補助金)		
根拠法令等名称	佐久市社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	無	終期	令和 年度
目的	民間事業者による老人福祉施設整備に対して補助を行うことにより、介護度の高い高齢者の施設介護の充実を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	社会福祉法第2条第2項に規定する第1種社会福祉事業に基づく施設の整備事業、及び社会福祉法第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業に基づく施設のうち老人デイサービスセンター、老人介護支援センターの整備事業の経費の額から国及び県の補助金、寄付金その他の収入の額を差し引いた額の2分の1以内の額(補助金限度額5,000万円)				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		社会福祉法人等		
指標設定	設定の考え方	第9期介護保険事業計画終了時(令和8年度末)までの介護保険施設の床数		目標値	1,423床
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			0 件	0 件	0
決算額(予算額)			0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		0 円	0 円	0 円
指標	目標値	(単位)	80 床	30 床	47 床
	実績値	(単位)	76 床	32 床	
	達成率		95.0 %	106.6 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・介護度の高い高齢者の施設に対するニーズに応えるための補助金であり、行政目的を達成するための手段として妥当性がある。 ・高齢者の福祉の充実に寄与するものであるため、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・市の介護保険事業計画を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	地域医療介護総合確保基金事業補助金				
事務事業名称	老人福祉施設管理運営事業			事務事業コード	4222-16
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業・介護保険事業 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 21 年)	終期設定	無	終期	令和 年度
目的	民間事業者による老人福祉施設整備に対して補助を行うことにより、介護度の高い高齢者の施設介護の充実を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	地域医療介護総合確保基金事業における介護保険施設の整備等に係る経費。なお、詳細については、要綱別表のとおり。(県10/10)				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		社会福祉法人等		
指標設定	設定の考え方		第9期介護保険事業計画終了時(令和8年度末)までの介護保険施設の床数		目標値 1,423床
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			0 件	0 件	0
決算額(予算額)			0 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	0 円	0 円
	一般財源		0 円	0 円	0 円
指標	目標値	(単位)	80 床	30 床	47 床
	実績値	(単位)	76 床	32 床	
	達成率		95.0 %	106.6 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・介護度の高い高齢者の施設に対するニーズに応えるための補助金であり、行政目的を達成するための手段として妥当性がある。 ・高齢者の福祉の充実に寄与するものであるため、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・市の介護保険事業計画を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改正に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	地域介護・福祉空間整備事業等補助金				
事務事業名称	老人福祉施設管理運営事業			事務事業コード	4222-16
所 管	福祉	部	高齢者福祉	課	高齢者事業・介護保険事業 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)		種別	—	
根拠法令等名称	佐久市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	平成 19 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	無	終期	令和 年度
目的	公的介護施設等の整備を行う民間事業者等に対し、補助金の交付を行うことにより、高齢者の施設介護の充実を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象事業の事業ごとの補助率、対象経費等は、要綱の別表のとおり。(国・県10/10～1/2)				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒ 不特定団体		個人		
	名称(個人は除く)		社会福祉法人等		
指標設定	設定の考え方		—		目標値 —
	指標が数値でない場合の評価方法		補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。		

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			0 件	1 件	
決算額(予算額)			0 円	7,656,000 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		0 円	7,656,000 円	0 円
	一般財源		0 円	0 円	0 円
指標	目標値	(単位)	—	—	
	実績値	(単位)	—	—	
	達成率		—	—	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		補助対象となる事業がなかった。	補助対象事業1件について、補助金を交付した。	補助対象事業があった場合に、当該年度において補助金を交付する。

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・佐久市老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、小規模ケア施設の整備を推進する必要がある。 ・小規模ケア施設の整備により、高齢者の施設介護の充実に寄与することから、一定の効果があると考えられる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・市の介護保険事業計画を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、本補助金は、国県等連携補助金であるため、終期設定は行わないが、国県の制度改革に合わせて見直しを行うこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】